慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	プラトーンの国家観と之れに対するアリストオテリーズの批評（二）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.5 (1921. 5) ,p.691(99)- 702(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19210501-0099
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210501-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

This statement seems to me to be entirely out of harmony with Marshall's main position as stated in the preceding quotations. In those statements, land was put on the same footing with non-land agents. It was spoken of as being shifted from use to use and as having its earnings equalized in all its different uses. A statement of equilibrium conditions in harmony with those statements would have to include the further truth that every crop yield the same net return to that outlay of *land* which the person in control of it is "just induced to apply." I have already pointed out that the equalization of the earnings of labor and capital and the maximization of their marginal products is *not* the same as the equalization of the earnings of the different units of all the agents, and the maximization of the total product.

This statement of equilibrium conditions omits an essential part of them. It follows directly from the inapplicable conception of economic rent for a particular use as being a "surplus", and it leads logically to the partial view of the marginal produce, and marginal expenses of production which we have examined.

プラトーンの國家觀と之れに對するアリストオテリーズの批評（二）

高橋誠一郎

四

既述の如く、プラトーンは其の理想的國家が絶對に實行不可能なるを承認するものに非ずと雖も、彼れは尚ほ現存せる雅典の國家が其の實現に取りて必要なる條件を給付することなきを知覺せり。現在生存しつゝある所のものより全然隔絶して教育せられたる新世代のみ獨り克く自ら進んでプラトーンの憧憬せるが如き國憲に服從するを得るなり。然れども、其の子女に對して斯くの如き教育を承認するが爲めには、現代の人士が既に理想的なるを要するが故に、這般の循環より逸脱す可き唯一の道は亦た睿智の愛好者たる一個の專制君主が强力を以て斯くの如き制度の全部を誘導するに存するの觀あるなり。恐らくは又たプラトー

ンがシラクザの僭主「小」ディオニサスを哲學に誘致せんと試みたるの時、彼れはソーロンの憲法に對する雅典の僭主ペイシストラトスの態度を其の心裡に描きたるなる可し。而して斯くの如き企圖の失敗は彼れをして其の提案の實施を斷念せしむることなかりしなり。斯くて「機械より下げられたる神」(deus ex machina)としての僭主に俟たずして、之れを與へられたる條件に適合せしめ得るを啓示せんとするの努力は、蓋し彼れが其の「國家篇」以後に於て起稿し、若しくは構圖を與へたる諸書中に於て試みたる所なりしなる可し。斯くて「クリチアス」(κριτίας)に續ける「ヘルモクラチーズ」(Ἑρμοκράτης)は、少くもシラクザの將軍にして政治家なる現實の彼れに依りて連結せられたるシヽリアの如く、ドリス流の組織を有する國家に在りては、這般の目的が賢明なる改革に由りて實現せられ得可きことを示さんと企てたるなる可し(クリチアスはチマイオス(Τίμαιος)に次いで語り、ヘルモクラチーズは更らに之れに次いで語る可き豫定なりしなり、Crit. 108A. 參照)。

而してプラトーンは恰も、其の齡の次第に傾くに伴れて、彼れが最早シヽリアに移植するの望なきに至れるより、善良なる事物の萠芽が、更らに近き鄕土に發生するを見んとするの志望愈々緊切と爲れるものゝ如く、彼れは終に其の「法律篇」に於て、腐敗墮落の現代に於てすら、ドリス風の植民地を建設するに際し、アッチカの文化に對しても亦た注意を拂はんか、固より「國家篇」中に叙述せられたる理性的國家を實現すること能はずとするも、然も第二位の良國、即ち法律の上に基礎を有し、法規を無用ならしめたる哲學的支配者に代りて、善法の統治す可き國家をして實在せしむるを得可きことを示さんと試みたり。Robert Pöhlmann は、プラトーンが其の「法律篇」に至つて、心ならずも「國家篇」中に表明せられたる幾多の幻想的提言を放棄し、更らに實際的なる法規の制定に移れるは、彼れがシラクザのディオニサスに就きての經驗より來れるものなりと說けり(Geschichte des antiken Kommunismus und Sozialismus, II, 1901, Ss. 205-.)。然れども、這個現實の不善に對して讓步せんとするの態度は、單に彼れが政治の界域に於ける經驗に因由し、從つて又た此の範圍に限定せらる可きものと看做さる可きに非ず。寧ろ純乎たる辯證的方法に於て具體的各個のイデアに到達し、而して彼れ等よりして事物に降るの不可能を次第に知覺し行くに伴れて生じたるものと稱せざるを得ず。彼れをして惟り「推論的理性」(διάνοια.

即ち「直觀的理性」νοῦς に對するもの）にのみ基礎を有する科學、即ち數學より援助を得んとするに至らしめたる（Laws, V., 737E-738A., 747.）理想と現實との深淵を滿さんとするの欲望は又た爰に彼れをして其の要求を低下せしめたるなり（前掲 Erdmann, vol. I., pp. 125-126.）。

五

「法律篇」に於ても猶ほ、財產及び家族の共有は崇高なる理想として彼れの腦裡に翱翔す。國家、政治及び法律の第一、且つ至高の形態は「朋友の間に在りては實に一切諸物は共同なり」との古語が全國土を通じて最も廣く行はるゝ所に存す。其の現在に於て那邊に存すると、將來の如何なる時期に存す可きとを問はず、「婦人は共有なり、子女は共有なり、而して一切の所有物は共有なり」との此の格言は、必然普く、且つ完全に私的及び個人的なるものを人世より消滅せしめ、而して眼、耳及び手の如き本然に私的なる諸物をすら、可能なる範圍に於て共同たらしめ、一定の方法に依りて共同に視、聽き、勞作せしめ、而して萬人各々同一事に對して同一樣に褒貶、悲喜せしめ、又た玆に存する一切の法律は最も克く市府を統一することを得せしめたるなり。何人と雖も、或る他の原則に從つて行動せんか、決して德に於て更らに眞に、更らに善に、又た更らに高昇せる國家を構成すること能はざる可し（καὶ κατὰ δύναμιν οἵ τινες μάλιστα νόμοι μίαν ὅτι μάλιστα πόλιν ἀπεργάζονται τούτων ὑπερβολῇ πρὸς ἀρετὴν οὐδείς ποτε ὅρον ἄλλον θέμενος ὀρθότερον οὐδὲ βελτίω θήσεται.）。斯くの如き國が神に依りて支配せらるゝと神の子に依りて支配せらるゝと、一人なると多數なるとを問はず、玆に居住し、斯くの如き體樣に於て生活する人々は幸福なり。斯くて吾人は是れを仰いで國家の典型と做し、之れに依附し、而して全力を盡して之れに類せるものを追求す可きなり（διὸ δὴ παράδειγμά γε πολιτείας οὐκ ἄλλη χρὴ σκοπεῖν, ἀλλ' ἐχομένους ταύτης τὴν ὅ τι μάλιστα τοιαύτην ζητεῖν κατὰ δύναμιν. Laws, V. 739C-E, VII. 807B.）。

財產は第二位の國家に在りては市民に對して許容せらるゝと雖も、而もそは嚴重なる制限を附せられたり。先づ第一に、彼れ等をして土地及び家屋を分配せしめ、土地は之れを共同に耕作せしむることなし。即ち財貨の共有は彼れ等が現在の出生、養育及び敎化の許す所に非ざればなり。（ἐπειδὴ τὸ τοιοῦτον μεῖζον ἢ κατὰ τὴν νῦν γένεσιν καὶ τροφὴν καὶ παίδευσιν εἴρηται.）。然れども、分配を行ふに當り、各個の所有者をし

て其の取得せる配分は市府全體に共同なるものと思料せしめ、而して此の邦土は彼れ等を生めるものなるが故に、彼れ等は當に子女が其の母に傅（かしづ）くよりも、更らに心を用ひて之れを護待す可きものなり。（πατρίδος δὲ οὔδης τῆς χώρας θεραπεύειν αὐτὴν δεῖ μειζόνως ἢ μητέρα παῖδας.）。即ち彼の女は一個の女神にして、又た彼れ等の女王たり、而して彼れ等は其の蒼生なるが故なり。是れに由りて觀るに、「法律篇」に於ても尙ほ土地は事實上國有財產にして、市民は單に其の上に使用權を行使するに過ぎざるなり（νεμέσθων δ' οὖν τοιᾷδε διανοίᾳ πως, ὡς ἄρα δεῖ τὸν λαχόντα τὴν λήξιν ταύτην νομίζειν μὲν κοινὴν αὐτὴν τῆς πόλεως ξυμπάσης κτλ. L. 740A-B.）。篇中の雅典人曰く「余は立法者として汝及び汝の所有を以て、汝自身に屬するものと看做すことなく、過去及び將來に亘りて汝の家族全體に屬するものと看做し（ξύμπαντος δὲ τοῦ γένους ὑμῶν τοῦ τε ἔμπροσθεν καὶ τοῦ ἔπειτα ἐσομένου）、更らに進みては家族及び財產の兩者を以て國家に屬するものと看做すなり」と（L. XI. 923A.）。

然らば土地の正當なる分配法如何。第一に市民の定數（τὸν αὐτὸν ὄγκον）を定め、其の區分を協定し、而して後、土地及び住宅は出來得る限り平等に分配せらる可きものなり。市民の數は領域及び隣境諸國との關係を除きて、正しく積算し得可きものにあらず。土地に關しては節度ある生活方法を採れる住民の一定數を維持するに足らざる可らず、其の以上は之れを要求することなし。土地所有者にして又た其の配分の擁護者たる者の數は、最も可分性に富める便宜の數たる五千四十なる可く、而して同樣なる方法に於て土地及び住宅は各人及び其の配分をして相應せしむるやうに同一部分に分配せらる可きものなり。第二に都市は先づ出來得る限り之れを國土の中央に建設し、次いで之れを十二區に分ち、第一にヘスチア（Ἑστία）ジウス（Ζεύς）及びアテーネー（Ἀθήνη）の殿堂を開基し、此の地を呼んでアクロポーリス（ἀκρόπολις）と稱し、之れを繞らすに圓壁を以てし、而して此の地點よりして全市及び地方を十二の地區に分割す。而も豐饒なる土地は之れを小にするも、生產力少なきものは之れを大ならしめて各地區を均等化す可きものなり。配分の數は五千四十なる可く、其の各々は、一は都市に近く、他は之れより遠き二分より成り、都市に隣接せる區分は邊境のそれと結合して一地區を成し、以下順次之れに倣ふものとす。而して立法者は市民を十二の部分に分ち、彼れ等が爾餘の財產は出

來得る限り、十二の平等なる部分を形成す可く排列す（νείμασθαι δὲ δεῖ καὶ τοὺς ἄνδρας βώδεκα μέρη, τὴν τῆς ἄλλης οὐσίαν εἰς ἴσα ὅ τι μάλιστα τὰ δώδεκα μέρη συντιθέμενον, ἀπογραφῆς πάντων γενομένης. L. V. 737C-E, 745C-E.）。

如何なる市民と雖も、其の配分を失ひ、又た何人と雖も、一配分以上を所有することなからしむるが爲めに、極めて嚴密な制規は布告せられたり。配分の所有者は必ず其の子女中に在りて最も愛好せる者唯だ一人を選みて相續者たらしめ、家族大なる時は、女子は之を他に嫁せしめ、男子は子なき者の養子たらしむ（ib. 740 B-C., 741 B-D, XI. 923C.）。而も爾餘の財產、即ち動產物件は之れを他の子女に遺贈するを得るなり（923D.）。配分財產は賣買若しくは沒收せらるゝを得ず（V. 741 B-C; 744E, 745A, VI. 754E-755A, IX. 855A-B.）。國土の全收益は恰もクレータの慣習に於けるが如く（Cp. Arist. Pol. VII, ix. § 7.）、之れを十二分し、又た斯くの如き方法に於て消費せらる可きものなり。各部分の十二分の一、例へば穀物及び家畜のそれは一定の比例に從ひ、一は市民に、一は其の從僕に、一は工匠、居留外人（μέτοικος）及び公私の來遊外人に三等分せらる可きものなり。而して一切の必要物の內、此の第三の部分のみは之れを賣却することを要求せらるゝも、他の三分の二は之れを販賣に致す可きものに非ずして、一家の各首長は是れ等のものよりして其の家族及び奴隷を給養するに足るだけを收受せざる可らず（L. VIII. 847E-848C.）。

プラトーンは又た貨幣を以て第一位に置かんとする過度の營利的精神を排し、市民が不當なる貨殖を計るを至難ならしめて財產の不平等の發生を防止せんことを努めたり。斯くて彼れは實際上彼れ等に對して一切の貨殖業を許すことなからしめんとせり。商業及び工業の如き皆な然るものにして、是れ等のものは居留民及び外來民をして之れを行はしめ、護法官は利潤の割合を決定す可きものとす（L., V., 741E, VIII. 846D, 847A, 847D, XI. 919D, 920A.）。農耕の業と雖も、其の勞役は奴隷をして行はしむ可きものなり（VII. 806E.）。結婚に際しては全然嫁資の受授を行ふ可らず（V. 742C.）。善人は毫も富を所有せんことを欲せざる可く（743A.）、人は又た其の子女の爲めに富を蓄積す可きものに非ずして、恭敬の精神を彼れ等に讓渡す可きものなり（729A.）。動產の所有は前述せる配分の四倍に相當せる價値、即ち四ミナまでは之れを許すも、之れを超過せる額は國家に交付せざる可らず、犯す

者は苛刻なる罰金を科せらる(744E, 754D-E, 744E, 745A.)。而して配分を除きたる各人の所有は悉く法の任命せる長官の面前に於て公に登記せしむ可く、斯くて貨幣に關する一切の訴訟は極めて單純明白なるを得可し(745A.)。而して利得の爲めに法を蔑視し、這般の義務を履行せざる者は始初の配分以外、一切のものを喪失せしめ、又た終生其の汚名を公簿に留む可し(VI. 754D-755A.)。プラトーンが斯くの如く峻嚴なる財産權の制限を行べる主なる動機は過大なる富有と極端なる貧困の存在を共に不可能ならしめ(V. 729A-, XI. 919B, 936B-C.)、一切の不平等をして極微ならしめて、國民の分岐を抑制せんとするに存するなり(V. 744; Trever, History of Greek Economic Thought, pp. 59-60.)。

然れども單なる算數上の平等（τὴν ἀριθμῷ ἴσην）は容易に之れを實現し得可しと雖も、眞の平等に至りては其の實現頗る困難なり。凡ゆる人が一切の物を平等に所有して、植民地に來るが如きことは多く不可能にして、人は祖先及び自己の德及び其の身體の力と美とのみならず、財産に於ても亦た相違あるが故に、不滿と不和とを避くるが爲めに、之れと同一の比率を以て不平等に官職、貢付及び分配を割當つ可きものなり。這般の目的に對して財産額に準じて、四種の階級を指定す可く、最低の階級と雖も、配分以下に降ることなく、最高のものと雖も、其の五倍を越ゆることなからしめんとせり(L. V. 744B.)。即ち爰に至りて「國家篇」中に表明せられたる種姓的階級の分岐は最早之れを認むること能はざるなり。

然れども吾人が曩きに言へるが如く、彼れの「國家篇」中に主張せられたる「共産主義」が偏へに倫理的基礎の上に立つと等しく、此の「法律篇」中に宣明せられたる「社會主義」(A. Souchon, Les Théories économiques dans la Grèce antique, 1898, p. 143.)は又た經濟的立脚地を有するものに非ざること爰に縷説するの要あらざる可し。前者に於けると等しく、後者に於ても亦た、彼れは勞働者の幸福に對して無關心なりしなり。

（附記三）「ノモイ」は木村鷹太郎氏譯あり、「國憲」と題して、「プラトーン全集」第四卷に收めたるもの是れなり（明治四十二年、發行）。

（附記三）佐野學氏の言（「解放」第三卷第四號所載「上代日本人より、現代日本人へ」）を借れば「教會の奴隷たりし中世歐羅巴の神學に類せる形態を以て」、「上代日本人の生活觀識中より、現代日本人の社會生活の統一原理を演繹せんとする」上杉愼吉博士は近く「太陽」第二十七卷第四號に「國家の不斷なる創造」と題する論文を揭げ、「不肖は

何處までもプラトーンの學徒なり」と稱して、極力其の理想的國家論を稱揚し、筆を進めて人類が國家創造の苦惱煩悶の長き歷史を叙し、轟がて其の本に反りて、日本建國の理想を同顧し、高天原を以て理想國と做し、之れを完全なる最高の道德と觀じ、而して「人ならぬ現神にましまします」天皇は絶對に公平無私なる意志の主體にして、國民全體の心を其のまゝに照映するものなりと論じたり。然れども窃かに惟ふに「天皇即國家」「天皇即國民」を説く者が、若し毫も勞働者階級の解放を擁護せんとするの傾向を有せざりしプラトーンの學徒なりとせば、甚しく大なる危險性を有するものと言はざるを得ず。今日の國民は決して古の市民に非ず。古傳説中に崇高なる理想の存在を索めんとするの無理解と等しく、古代思想と現代思想との間に過大なる類似を見出さんとする者にも亦た、外觀に即して洞察を缺けるの失を認めざる可らず。最近、レニンの理想社會がプラトーンの思想と連絡を有するを主張し、前者の形成せる新社會が、後者の唱へたる一定政體と事實上酷似せるを論述せるものに鹽澤昌貞博士の「プラトーよりレニンへ」あり。讀者諸君の一讀を希望す（「大觀」第四卷第四號所載）。

慶應義塾の
三田通りの
カフエー
米堂
電話高輪二二六六
●櫻花亂るる春暖の好飲料は
●ホットカルピスと森永のコ、ア……
●香の高い紅茶とコーヒー
●宴會至便料理と菓子は御存じの美味